

令和7年度さいたま市人事委員会第9回定例会会議結果

1 日 時 令和7年8月19日（火）

午前9時00分開会

午前11時15分閉会

2 開催場所 人事委員会室

3 出席者 委員長 白鳥 敏男

委員 田中 洋

委員 久田 富士子

（事務局）

事務局長外7名

4 欠席者 なし

5 議 事

議案第16号 令和7年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の採用予定人員の変更について

令和7年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））について、市長及び消防長から採用予定数変更通知書が提出されたため、当該試験における採用予定人員を変更することを決定した。

議案第17号 令和7年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の最終合格者の決定等について

令和7年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の最終合格者について、職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職）実施要領、社会人経験者採用試験実施要領又は職務経験者採用試験実施要領に基づき選定し、決定した。

また、さいたま市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づき採用候補者の名簿を確定し、同規則第21条の規定に基づきその名簿の有効期間を定めた。

議案第18号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定による協議について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定により市長から協議があった、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則を改正することにつ

いて、異議がない旨回答することを決定した。

議案第 19 号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 24 条の規定による協議について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 24 条の規定により教育委員会から協議があった、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則を改正することについて、異議がない旨回答することを決定した。

報告第 16 号 職員給与実態調査の集計結果について

令和 7 年人事委員会勧告に向けて実施した、職員給与実態調査の集計結果について、事務局から報告があった

報告第 17 号 人事院勧告について

令和 7 年 8 月 7 日に人事院が国会及び内閣に対して行った、令和 7 年の国家公務員の給与等に関する報告及び勧告について、事務局から報告があった。

協議第 5 号 令和 7 年人事委員会勧告の内容について

令和 7 年人事委員会勧告における、職員の給与等に関する報告及び勧告の内容について協議を行った。